

令和8年9月

お客さま 各位

長浜信用金庫

当座勘定規定および各種規定の改定について

平素より長浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みとして、手形・小切手の振出期限および他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了を令和8年9月30日としたことに伴い、当座勘定規定および各種規定を改定いたしますのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

令和8年10月1日(木)

2. 改定する規定

- ・当座勘定規定(一般用)
- ・当座勘定規定(マル専用)
- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金規定 共通規定
- ・定期積金(スーパー積金)規定
- ・代金取立規定

3. 改定内容 新旧対照表

● 当座勘定規定(一般用)

改定後	現行
第1条の2(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第1条の2(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
第7条(手形、小切手等の支払) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条(手形、小切手等の支払) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第8条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第8条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

第19条(線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	第19条(線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
第28条(規定の変更) (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその相当の方法で公表することにより、周知します。 (2)前項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。	第28条(規定の変更) (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその相当の方法で公表することにより、周知します。 (3)前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

※ 当座勘定規定(マル専用)につきましても、(当座勘定への受け入れ)および(手形の支払)、(手形用紙)、(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)、(規定の変更)について、同様の改定をおこないます。

● 普通預金規定

改定後	現行
2.(証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2.(証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
15.(規定の変更) (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当	15.(規定の変更) (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う

の方法で公表することにより、周知します。 (2)前項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。	旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (32)前三項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。
---	--

※ 貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金共通規定、定期積金(スーパー積金)規定につきましても、(証券類の受入れ)および(規定の変更)について、同様の改定をおこないます。

● 代金取立規定

改定後	現行
1の2. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	1の2. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。
11. (規定の変更) (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (2)前項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。	11. (規定の変更) (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (32)前三項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上